

遠賀町議会基本条例 評価シート

評価対象期間 令和元年5月 ～ 令和5年4月(4年間)

令和5年9月

遠賀町議会改革推進会議

遠賀町議会基本条例 評価シート

※評価対象期間：令和元年5月～令和5年4月

条文		実績	検証結果		検証結果(1)(2)に2～4がある場合、検証結果に基づき、具体的な内容や案・今後の課題・取り組むべき内容など ((1)(2)がいずれも“1”の場合は記述なし)
			(1)条文の運用は適切か	(2)条文の内容を改正する必要があるか	
第1条	<p>目的</p> <p>この条例は、地方分権と住民自治の時代にふさわしい町民に身近な意思決定機関としての議会及び議員活動の活性化と充実を図るために必要な基本事項を定め、町民に開かれた議会の実現を図ることにより、町民の負託に的確に応え、もって遠賀町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。</p>	【実績】	<input type="checkbox"/> 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要 <input type="checkbox"/> 3 適切に運用されおらず改善が必要 <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 (条例の目的についての条文のため、運用面での検証は行わないこととする。)	<input checked="" type="checkbox"/> 1 改正の必要はない <input type="checkbox"/> 2 更なる検討が必要 <input type="checkbox"/> 3 改正が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他 ()	(なし)

遠賀町議会基本条例 評価シート

※評価対象期間：令和元年5月～令和5年4月

条文	実績	検証結果		検証結果(1)(2)に2～4がある場合、検証結果に基づき、具体的な内容や案・今後の課題・取り組むべき内容など ((1)(2)がいずれも“1”の場合は記述なし)	
		(1)条文の運用は適切か	(2)条文の内容を改正する必要があるか		
第2条 議会の活動原則	<p>議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 議会が町民の代表機関であることを踏まえ、公正性及び透明性を確保し、町民に開かれた議会を目指すこと。</p> <p>(2) 町民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう町民参加の機会の拡充に努めること。</p> <p>(3) 把握した町民の多様な意見を下に政策提言、政策立案等の強化に努めること。</p> <p>(4) 町民参加を促進するため、町民に分かりやすい議会運営を目指すこと。</p> <p>(5) 議会は、言論の府であるとの認識に立ち、会議の進行は、議員による自由な討議を行うこと。</p>	<p>【実績】</p> <p>(1)、(4) (共通) 議会広報発行、本会議のライブ中継実施、会議録公開、町ホームページへの議会情報公開</p> <p>(2) 意見交換会の実施</p> <p>(3) 次のとおり実施 ①条例・規則の制定 ・令和2年6月「遠賀町議会政務活動費の交付の特例に関する条例」 ・令和5年3月「遠賀町猫の愛護及び管理に関する条例」 ・令和5年3月「遠賀用議会の個人情報の保護に関する条例」 ・令和5年3月「遠賀町議会改革推進会議の設置要綱」 ②条例・規則の改正 ・令和3年3月「遠賀町議会委員会条例」 ・令和3年6月「遠賀町議会会議規則」 ・令和5年3月「遠賀町議会基本条例」</p> <p>(5) 未実施</p>	<input type="checkbox"/> 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input checked="" type="checkbox"/> 2 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要 <input type="checkbox"/> 3 適切に運用されておらず改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他	<input checked="" type="checkbox"/> 1 改正の必要はない <input type="checkbox"/> 2 更なる検討が必要 <input type="checkbox"/> 3 改正が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他	<p>(2)については、コロナ禍の影響により十分に実施できていなかったため、今後は取り組んでいく必要がある。</p> <p>(5)については、「自由な討議」の実施に対する調査・検討が進んでいないため、今後は先進地の取り組みなどの調査・検討を進めていく。</p>

遠賀町議会基本条例 評価シート

※評価対象期間：令和元年5月～令和5年4月

条文	実績	検証結果		検証結果(1)(2)に2～4がある場合、検証結果に基づき、具体的な内容や案・今後の課題・取り組むべき内容など((1)(2)がいずれも“1”の場合は記述なし)	
		(1)条文の運用は適切か	(2)条文の内容を改正する必要はあるか		
第3条 議員の活動原則	<p>議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 議会が言論の府であること、及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。</p> <p>(2) 町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、不断の研さんによって議員自らの能力を高め、町民の代表としてふさわしい活動すること。</p> <p>(3) 議会の構成員として一部の団体及び地域にとらわれず、町民全体の福祉の向上を目指して活動すること。</p>	<p>【実績】</p> <p>(1) 未実施</p> <p>(2) ※個人の活動原則のため評価対象としない</p> <p>(3) ※個人の活動原則のため評価対象としない</p>	<input type="checkbox"/> 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input checked="" type="checkbox"/> 2 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要 <input type="checkbox"/> 3 適切に運用されておらず改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 1 改正の必要はない <input type="checkbox"/> 2 更なる検討が必要 <input type="checkbox"/> 3 改正が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他 ()	<p>「議員間の自由な討議」の実施に対する調査・検討が進んでいないため、今後は先進地の取り組みなどの調査・検討を進めていく。</p> <p>(2)(3)については、議員個人の活動原則であるため、議会の評価の対象としない。ただし、議員個人個人が条例の趣旨に基づき、継続して取り組んでいく。</p>
第4条 災害等に対する活動原則	<p>議会及び議員は、防災対策及び減災対策に率先して取り組むとともに、災害発生時においては、住民生活の安全及び安心を確保するための活動に取り組む、災害からの復興に向けて積極的な役割を果たすよう努めるものとする。</p> <p>2 災害等に対する議会及び議員の活動に関する事項については、別に定める。</p>	<p>【実績】</p> <p>令和5年3月に条例に追加のため該当なし。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要 <input type="checkbox"/> 3 適切に運用されておらず改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 1 改正の必要はない <input type="checkbox"/> 2 更なる検討が必要 <input type="checkbox"/> 3 改正が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他 ()	<p>(なし)</p>

遠賀町議会基本条例 評価シート

※評価対象期間：令和元年5月～令和5年4月

条文	実績	検証結果		検証結果(1)(2)に2～4がある場合、検証結果に基づき、具体的な内容や案・今後の課題・取り組むべき内容など((1)(2)がいずれも“1”の場合は記述なし)
		(1)条文の運用は適切か	(2)条文の内容を改正する必要があるか	
第5条 町民と議会との関係	<p>【実績】</p> <p>1 議決内容について、町ホームページに議決結果や会議録等を公表するとともに、議会だより等に内容を掲載</p> <p>2 本会議、常任委員会のほか、決算特別委員会及び予算特別委員会を公開 本会議傍聴者 ・令和元年 本会議91人 ・令和2年 本会議5人 委員会17人 ・令和3年 本会議30人 ・令和4年 本会議29人 ・令和5年 本会議5人</p> <p>3 参考人の招致 ・令和3年 1名(第2) ・令和4年 1名(第2)</p> <p>4 本会議に提出した請願・陳情件数 ・令和元年 請願1(採択1) 陳情なし ・令和2年 請願・陳情ともになし ・令和3年 請願なし 陳情1(継続審査を経て採択1) ・令和4年 請願1(採択1) 陳情1(採択1) ・令和5年 請願・陳情ともになし</p>	<p>■ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む</p> <p>□ 2 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要</p> <p>□ 3 適切に運用されておらず改善が必要</p> <p>□ 4 その他</p> <p>()</p>	<p>■ 1 改正の必要はない</p> <p>□ 2 更なる検討が必要</p> <p>□ 3 改正が必要</p> <p>□ 4 その他</p> <p>()</p>	(なし)

遠賀町議会基本条例 評価シート

※評価対象期間：令和元年5月～令和5年4月

条文		実績	検証結果		検証結果(1/2)に2～4がある場合、検証結果に基づき、具体的な内容や案・今後の課題・取り組むべき内容など((1/2)がいずれも“1”の場合は記述なし)
			(1)条文の運用は適切か	(2)条文の内容を改正する必要があるか	
第6条	意見交換会	<p>議会は、町民等と町政全般にわたる意見交換を行い、その意見を町政に反映させる機会を設ける。</p> <p>【実績】 次のとおり実施 ・令和元年10月18日 対象：地区区公民館連合会役員（4名） ・令和2年1月31日 対象：区長会（20名）</p>	<input type="checkbox"/> 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要 <input type="checkbox"/> 3 適切に運用されおらず改善が必要 <input checked="" type="checkbox"/> 4 その他 (コロナ禍の状況により十分に取り組むことができなかった。)	<input checked="" type="checkbox"/> 1 改正の必要はない <input type="checkbox"/> 2 更なる検討が必要 <input type="checkbox"/> 3 改正が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他 ()	意見交換会については、コロナ禍等の理由により、実施することが出来ない時期もあったため、今後は、町民等との意見交換会を十分に実施できるように取り組んでいく。
第7条	議会及び議員の責務	<p>議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。</p> <p>【実績】 ①議会 ・令和4年9月定例会において、遠賀町議会基本条例に抵触との理由により、1議員に対し辞職勧告決議を求める動議を提起（可決） ②議員 ※個人の活動原則のため評価対象としない</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要 <input type="checkbox"/> 3 適切に運用されおらず改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 1 改正の必要はない <input type="checkbox"/> 2 更なる検討が必要 <input type="checkbox"/> 3 改正が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他 ()	(なし)

遠賀町議会基本条例 評価シート

※評価対象期間：令和元年5月～令和5年4月

条文	実績	検証結果		検証結果(1)(2)に2～4がある場合、検証結果に基づき、具体的な内容や案・今後の課題・取り組むべき内容など((1)(2)がいずれも“1”の場合は記述なし)	
		(1)条文の運用は適切か	(2)条文の内容を改正する必要があるか		
第8条 町長等と議会及び議員の関係	<p>議会の会議における一般質問は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。</p> <p>2 議長から本会議及び常任委員会、特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問等に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。</p> <p>3 議会は、町長が提案する重要な政策については、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、町長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。</p>	<p>【実績】</p> <p>1 平成27年9月定例会から一問一答方式で継続実施</p> <p>2 反問権使用回数（一般質問のみで運用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年 2回 ・令和2年 なし ・令和3年 なし ・令和4年 2回 ・令和5年 1回 <p>3 全員協議会等における執行部の説明等を適宜実施</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む</p> <p><input type="checkbox"/> 2 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要</p> <p><input type="checkbox"/> 3 適切に運用されておらず改善が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p> <p>()</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 改正の必要はない</p> <p><input type="checkbox"/> 2 更なる検討が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 3 改正が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p> <p>()</p>	(なし)
第9条 予算・決算における政策説明資料の作成	<p>町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。</p>	<p>【実績】</p> <p>次のおり町長から資料提出</p> <p>①予算案に関する政策説明資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施政方針 ・教育施策要綱 ・事業実施計画書 <p>②決算認定に関する政策説明資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実績報告書 	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む</p> <p><input type="checkbox"/> 2 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要</p> <p><input type="checkbox"/> 3 適切に運用されておらず改善が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p> <p>()</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 改正の必要はない</p> <p><input type="checkbox"/> 2 更なる検討が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 3 改正が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p> <p>()</p>	(なし)

遠賀町議会基本条例 評価シート

※評価対象期間：令和元年5月～令和5年4月

条文	実績	検証結果		検証結果(1)(2)に2～4がある場合、検証結果に基づき、具体的な内容や案・今後の課題・取り組むべき内容など ((1)(2)がいずれも“1”の場合は記述なし)
		(1)条文の運用は適切か	(2)条文の内容を改正する必要があるか	
第10条 政策立案、政策提案及び政策提言	<p>【実績】</p> <p>次のおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基地周辺対策特別委員会の設置に関する決議（令和元年5月臨時会） ・遠賀川駅南開発事業特別委員会の設置に関する決議（令和5年5月臨時会） ・タブレット導入調査検討特別委員会の設置に関する決議（令和2年12月定例会） 	<input checked="" type="checkbox"/> 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要 <input type="checkbox"/> 3 適切に運用されておらず改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 1 改正の必要はない <input type="checkbox"/> 2 更なる検討が必要 <input type="checkbox"/> 3 改正が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他 ()	(なし)
第11条 予算の確保	<p>【実績】</p> <p>議会としても経費節減に努める一方、議会機能の充実のための取り組みについて必要な予算の確保に努めている。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む <input type="checkbox"/> 2 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要 <input type="checkbox"/> 3 適切に運用されておらず改善が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 1 改正の必要はない <input type="checkbox"/> 2 更なる検討が必要 <input type="checkbox"/> 3 改正が必要 <input type="checkbox"/> 4 その他 ()	(なし)

遠賀町議会基本条例 評価シート

※評価対象期間：令和元年5月～令和5年4月

条文	実績	検証結果		検証結果(1)(2)に2～4がある場合、検証結果に基づき、具体的な内容や案・今後の課題・取り組むべき内容など((1)(2)がいずれも“1”の場合は記述なし)	
		(1)条文の運用は適切か	(2)条文の内容を改正する必要があるか		
第12条 議決事項	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定による議会の議決事項については、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考慮のうえ、次のとおり定めるものとする。</p> <p>(1) 遠賀町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画を策定し、又は変更すること。</p> <p>(2) 遠賀町都市計画マスタープランを策定し、又は変更すること。</p> <p>(3) 前2号に類するもので、議長が必要と認める計画を策定し、又は変更すること。</p>	<p>【実績】</p> <p>(1) 第6次遠賀町総合計画（基本構想及び前期基本計画）の策定（令和3年12月定例会）</p> <p>(2) 該当なし</p> <p>(3) 該当なし</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む</p> <p><input type="checkbox"/> 2 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要</p> <p><input type="checkbox"/> 3 適切に運用されておらず改善が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p> <p>()</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 改正の必要はない</p> <p><input type="checkbox"/> 2 更なる検討が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 3 改正が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p> <p>()</p>	(なし)
第13条 議会広報の充実	<p>議会は、町政に係る重要な情報を議会独自の視点から常に町民に対して公表又は周知させるよう努めるものとする。</p> <p>2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。</p> <p>3 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。</p>	<p>【実績】</p> <p>1、2（共通）次のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会だより4年間でNo.154号～No.169号を発行 ・町ホームページ等に議会活動について公表 ・県議長会等が主催する議会広報研修会に広報委員の派遣を実施 <p>3 議会だよりに議案の採決において、賛否の分かれたもの及び出欠状況を掲載</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む</p> <p><input type="checkbox"/> 2 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要</p> <p><input type="checkbox"/> 3 適切に運用されておらず改善が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p> <p>()</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 改正の必要はない</p> <p><input type="checkbox"/> 2 更なる検討が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 3 改正が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p> <p>()</p>	(なし)

遠賀町議会基本条例 評価シート

※評価対象期間：令和元年5月～令和5年4月

条文	実績	検証結果		検証結果(1)(2)に2～4がある場合、検証結果に基づき、具体的な内容や案・今後の課題・取り組むべき内容など ((1)(2)がいずれも“1”の場合は記述なし)
		(1)条文の運用は適切か	(2)条文の内容を改正する必要があるか	
第14条 委員会等の適切な運営	<p>【実績】</p> <p>1 コロナ禍における議会対応などを議会運営委員会にて協議・検討を実施するなど適切な運営を実施</p> <p>2 所管事務調査については、コロナ禍等の理由により未実施。 また、令和2年5月に、新型コロナウイルス感染症対応支援策の予算確保のため、政務活動費の削減や視察・研修の中止等を議会として行う旨の申入れを実施</p>	<p>■ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む</p> <p>□ 2 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要</p> <p>□ 3 適切に運用されておらず改善が必要</p> <p>□ 4 その他</p> <p>()</p>	<p>■ 1 改正の必要はない</p> <p>□ 2 更なる検討が必要</p> <p>□ 3 改正が必要</p> <p>□ 4 その他</p> <p>()</p>	(なし)
第15条 調査機関の設置	<p>【実績】</p> <p>1 未実施</p> <p>2 未実施</p>	<p>■ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む</p> <p>□ 2 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要</p> <p>□ 3 適切に運用されておらず改善が必要</p> <p>□ 4 その他</p> <p>()</p>	<p>■ 1 改正の必要はない</p> <p>□ 2 更なる検討が必要</p> <p>□ 3 改正が必要</p> <p>□ 4 その他</p> <p>()</p>	(なし)

遠賀町議会基本条例 評価シート

※評価対象期間：令和元年5月～令和5年4月

条文	実績	検証結果		検証結果(1)(2)に2～4がある場合、検証結果に基づき、具体的な内容や案・今後の課題・取り組むべき内容など ((1)(2)がいずれも“1”の場合は記述なし)	
		(1)条文の運用は適切か	(2)条文の内容を改正する必要はあるか		
第16条 議員間の討議による合意形成	<p>議会は、議案等の審議又は審査においては、議員の自由な論議を尽くさなければならない。</p> <p>2 議長及び委員長は、論議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。</p> <p>3 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議を必要に応じて行うことができる。</p>	<p>【実績】</p> <p>1 未実施</p> <p>2 適宜対応</p> <p>3 未実施</p>	<p><input type="checkbox"/> 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 2 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要</p> <p><input type="checkbox"/> 3 適切に運用されおらず改善が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p> <p>()</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 改正の必要はない</p> <p><input type="checkbox"/> 2 更なる検討が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 3 改正が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p> <p>()</p>	<p>1及び3については、「自由な討議」の実施に対する調査・検討が進んでいないため、今後は先進地の取り組みなどの調査・検討を進めていく。</p>

遠賀町議会基本条例 評価シート

※評価対象期間：令和元年5月～令和5年4月

条文	実績	検証結果		検証結果(1)(2)に2～4がある場合、検証結果に基づき、具体的な内容や案・今後の課題・取り組むべき内容など ((1)(2)がいずれも“1”の場合は記述なし)
		(1)条文の運用は適切か	(2)条文の内容を改正する必要はあるか	
第17条 議員研修の充実強化	<p>議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修を充実する。</p> <p>2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家等を活用した議員研修会を開催する。</p> <p>【実績】</p> <p>1 次のとおり実施</p> <p>①先進地視察研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月15日～16日 第一常任 熊本県益城町（防災についてほか）長崎県長崎市（デマンド交通ほか） ・令和元年11月6日～7日 第二常任 広島県世羅町（6次産業化ほか）兵庫県福崎町（観光資源育成ほか） ・令和4年5月19日 タブレット特別委 福岡県宗像市（タブレットを利用した議会運営ほか） <p>②町議会主催研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年5月13日 新任議員研修（財務・条例等） <p>③郡議長会主催研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月21日 郡議長会議員研修 ・令和4年10月26日 // <p>④県議長会主催研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月29日 新任議員研修 ・令和2年1月15日 議員研修 ・令和3年1月14日 議員研修 ・令和3年7月16日 常任・議運 正副委員長研修 ・令和4年1月13日 議員研修 ・令和4年8月18日 常任・議運 正副委員長研修 <p>⑤町主催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月20日 議員SNS研修会 講師：企画政策課長 <p>2 次のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年5月13日 新任議員財務研修 講師：町財政係長 	<p>■ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む</p> <p>□ 2 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要</p> <p>□ 3 適切に運用されておらず改善が必要</p> <p>□ 4 その他</p> <p>()</p>	<p>■ 1 改正の必要はない</p> <p>□ 2 更なる検討が必要</p> <p>□ 3 改正が必要</p> <p>□ 4 その他</p> <p>()</p>	(なし)

遠賀町議会基本条例 評価シート

※評価対象期間：令和元年5月～令和5年4月

条文	実績	検証結果		検証結果(1)(2)に2～4がある場合、検証結果に基づき、具体的な内容や案・今後の課題・取り組むべき内容など ((1)(2)がいずれも“1”の場合は記述なし)
		(1)条文の運用は適切か	(2)条文の内容を改正する必要があるか	
第18条 議会改革推進会議	<p>【実績】</p> <p>1 次のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年6月12日 設置 ・令和元年6月14日 議会基本条例の検証① ・令和元年7月10日 議会基本条例の検証② ・令和元年8月28日 議会基本条例の検証（まとめ） <p>2 未実施</p> <p>3 令和5年3月 議会改革推進会議の設置要綱制定</p>	<p>■ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む</p> <p>□ 2 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要</p> <p>□ 3 適切に運用されておらず改善が必要</p> <p>□ 4 その他</p> <p>()</p>	<p>■ 1 改正の必要はない</p> <p>□ 2 更なる検討が必要</p> <p>□ 3 改正が必要</p> <p>□ 4 その他</p> <p>()</p>	(なし)
第19条 交流及び連携の推進	<p>【実績】</p> <p>次のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠賀郡町議会議員研修会に毎年1回参加 ・遠賀郡町議会議長会に毎年2回参加 	<p>■ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む</p> <p>□ 2 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要</p> <p>□ 3 適切に運用されておらず改善が必要</p> <p>□ 4 その他</p> <p>()</p>	<p>■ 1 改正の必要はない</p> <p>□ 2 更なる検討が必要</p> <p>□ 3 改正が必要</p> <p>□ 4 その他</p> <p>()</p>	(なし)

遠賀町議会基本条例 評価シート

※評価対象期間：令和元年5月～令和5年4月

条文	実績	検証結果		検証結果(1)(2)に2～4がある場合、検証結果に基づき、具体的な内容や案・今後の課題・取り組むべき内容など (1)(2)がいずれも“1”の場合は記述なし)	
		(1)条文の運用は適切か	(2)条文の内容を改正する必要はあるか		
第20条 議員の政治倫理	<p>議員は、町民の信頼及び負託に応えるため、高い倫理観を持たなければならない。</p> <p>2 議員は、町民の代表としての自覚と良識を持ち、議員としての品位を保持しなければならない。</p>	<p>【実績】</p> <p>1、2（共通）次のとおり実施 ・平成28年12月に制定した「遠賀町議会議員政治倫理条例」に基づき遂行</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む</p> <p><input type="checkbox"/> 2 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要</p> <p><input type="checkbox"/> 3 適切に運用されおらず改善が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p> <p>()</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 改正の必要はない</p> <p><input type="checkbox"/> 2 更なる検討が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 3 改正が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p> <p>()</p>	(なし)
第21条 議員定数	<p>議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議会及び議員活動について町民の意見を広く聴くため、参考人制度及び公聴会制度を活用することができる。</p> <p>2 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。</p> <p>3 議員定数は、別に条例で定める。</p>	<p>【実績】</p> <p>1 未実施</p> <p>2 未実施</p> <p>3 別途、既決条例があるため評価対象外とする</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む</p> <p><input type="checkbox"/> 2 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要</p> <p><input type="checkbox"/> 3 適切に運用されおらず改善が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p> <p>()</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 改正の必要はない</p> <p><input type="checkbox"/> 2 更なる検討が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 3 改正が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p> <p>()</p>	(なし)

遠賀町議会基本条例 評価シート

※評価対象期間：令和元年5月～令和5年4月

条文	実績	検証結果		検証結果(1)(2)に2～4がある場合、検証結果に基づき、具体的な内容や案・今後の課題・取り組むべき内容など ((1)(2)がいずれも“1”の場合は記述なし)	
		(1)条文の運用は適切か	(2)条文の内容を改正する必要があるか		
第22条 議員報酬	<p>議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議会及び議員活動に関して町民の意見を広く聴くため、参考人制度及び公聴会制度を活用することができる。</p> <p>2 議員報酬の条例改正案は、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。</p> <p>3 議員報酬は、別に条例で定める。</p>	<p>【実績】</p> <p>1 未実施</p> <p>2 未実施</p> <p>3 別途、既決条例があるため評価対象外とする</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む</p> <p><input type="checkbox"/> 2 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要</p> <p><input type="checkbox"/> 3 適切に運用されておらず改善が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p> <p>()</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 改正の必要はない</p> <p><input type="checkbox"/> 2 更なる検討が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 3 改正が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p> <p>()</p>	(なし)
第23条 政務活動費の交付、公開、報告	<p>政務活動費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう別に定める遠賀町議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年遠賀町条例第16号）に基づき、議員個人に対して交付するものとする。</p> <p>2 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、その用途について町民等から疑義が生じないように公開し、自ら説明責任を果たすものとする。</p>	<p>【実績】</p> <p>1 条例に基づき適切に運用</p> <p>2 毎年、町ホームページで収支報告書を公表</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む</p> <p><input type="checkbox"/> 2 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要</p> <p><input type="checkbox"/> 3 適切に運用されておらず改善が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p> <p>()</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 改正の必要はない</p> <p><input type="checkbox"/> 2 更なる検討が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 3 改正が必要</p> <p><input type="checkbox"/> 4 その他</p> <p>()</p>	(なし)

遠賀町議会基本条例 評価シート

※評価対象期間：令和元年5月～令和5年4月

条文	実績	検証結果		検証結果(1)(2)に2～4がある場合、検証結果に基づき、具体的な内容や案・今後の課題・取り組むべき内容など ((1)(2)がいずれも“1”の場合は記述なし)
		(1)条文の運用は適切か	(2)条文の内容を改正する必要があるか	
第24条 議会事務局の体制整備	<p>【実績】</p> <p>全国議長会、福岡県町村議会議長会、郡議長会主催の事務局職員研修にそれぞれ毎年参加をしている。また、民間研修等への参加を希望する場合は、旅費・研修費を人事係予算で対応としているため、希望どおりに参加ができています。</p>	<p>■ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む</p> <p>□ 2 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要</p> <p>□ 3 適切に運用されておらず改善が必要</p> <p>□ 4 その他</p> <p>()</p>	<p>■ 1 改正の必要はない</p> <p>□ 2 更なる検討が必要</p> <p>□ 3 改正が必要</p> <p>□ 4 その他</p> <p>()</p>	(なし)
第25条 最高規範性と見直し手続	<p>【実績】</p> <p>1 趣旨に反する条例等の制定は行わず</p> <p>2 令和元年5月13日開催の新任議員研修会において議会基本条例研修を実施</p> <p>3 令和元年6月～8月にかけて4回会議を開催し、検証結果を報告</p> <p>4 上記の検証結果に基づいた条例の改正を令和5年3月定例会に提出し、説明を実施。 また、提出前の全員協議会において、改正の理由等について説明し、全議員で協議を実施</p>	<p>■ 1 適切に運用されており、これまでどおり取り組む</p> <p>□ 2 適切に運用されているが、更なる取り組みが必要</p> <p>□ 3 適切に運用されておらず改善が必要</p> <p>□ 4 その他</p> <p>()</p>	<p>■ 1 改正の必要はない</p> <p>□ 2 更なる検討が必要</p> <p>□ 3 改正が必要</p> <p>□ 4 その他</p> <p>()</p>	(なし)